

職員の期末手当等に関する報告（意見）及び勧告の概要

令和2年10月22日

埼玉県人事委員会

【勧告のポイント】

ボーナス（特別給）を引下げ（4.50月 → 4.45月）

※月例給等については、別途必要な報告及び勧告を予定

1 民間給与の調査（職種別民間給与実態調査）

- 県内の470民間事業所を対象に調査。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、ボーナスに関する調査を実地によらない方法で先行実施
 - ・ 調査期間：6月29日～7月31日（完了率84.1%）
- 民間の支給割合 年間4.44月（職員の支給月数 年間4.50月）

2 職員と民間との比較及び改定

- 昨年8月から本年7月までの1年間における民間のボーナスの年間支給割合と職員の特別給（期末手当・勤勉手当）の年間支給月数を比較
- 民間の年間支給割合に見合うように、職員の年間支給月数を引下げ（年間4.50月 → 4.45月、引下げ分は期末手当の支給月数に反映）

（一般職員の場合の支給月数）

		6月期	12月期
令和2年度	期末手当	1.30月（支給済み）	1.25月（現行1.30月）
	勤勉手当	0.95月（支給済み）	0.95月（改定なし）
令和3年度	期末手当	1.275月	1.275月
以降	勤勉手当	0.95月	0.95月

3 月例給等

- 月例給や人事管理等については、今後の人事院勧告や民間事業所の調査結果等も踏まえ、必要な報告及び勧告を予定